

【Q： 年休の付与単位】

Q 年休の付与単位は、労使間で合意があれば時間単位、半日単位の付与は認められるでしょうか。

A

年休の付与単位はあくまでも1労働日単位が原則です。

ただし、労働者が希望し使用者が同意した場合であれば、労使協定が締結されていない場合でも、日単位取得の阻害とならない範囲で半日単位での付与が可能です。

また、平成22年に労働基準法が改正され、次の項目について労使協定を締結することで、年5日以内を限度として時間単位で年次有給休暇を付与することができます。

- ① 時間単位の年休をとることのできる労働者の範囲
- ② 時間単位年休の日数
- ③ 時間単位年休1日の時間数
- ④ 1時間以外の時間を単位とする場合は、その時間数

しかし、法律を上回る年休の付与について、労使合意のうえ就業規則等で取扱いを規定することは問題ないと思われます。